

## 松江城施設整備基金条例

### (設置)

第1条 本市の貴重な文化遺産である国宝松江城天守及び史跡松江城（以下「松江城」という。）を未来に伝えることを目的として、松江城の保存及び整備並びに松江城を中心とした歴史伝承の事業に要する経費に充てるため、松江城施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 松江城及びその歴史の伝承に資する施設の修理及び整備に要する経費に充てるとき。
- (2) 松江城及びその歴史の伝承に資する施設の維持、管理及び運営に要する経費に充てるとき。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松江歴史館維持補修基金条例の廃止)

2 松江歴史館維持補修基金条例（平成 23 年松江市条例第 16 号）は、廃止する。